

第 161 回練馬区緑化委員会 会議の記録

環境部みどり推進課

- 1 日 時 令和元年 12 月 25 日（水）午後 2 時～
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 7 階 第一委員会室
- 3 出席者 会 長：金子忠一
副会長：横田樹広
委 員：藤崎健一郎 佐藤留美 井之口喜實夫
青木俊哉 小川けいこ 西野こういち
のむら説 やない克子 植松正一
西貝嘉隆 中野弘明 石川寿生
中山幸治 富岡康雄 谷口光男
木内幹雄 中村壽宏 佐々木尚貴
理事者：環境課長 都市計画課長 開発調整課長
道路公園課長
事務局：環境部長 みどり推進課長

- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 0 名（傍聴人定員 10 名）
- 6 次 第 1 開会
2 審議
保護樹林の新規指定について
（諮問第 204 号）
3 検討
（1）緑視率の調査手法について
（2）保護樹林指定・解除手続きの検討について
4 報告
（1）保護樹木の新規指定について
（2）保護樹木の指定解除について
5 その他
6 閉会

7 会議内容

みどり推進課長 皆様、お忙しい中ありがとうございます。こんにちは。
定刻となりましたので、事務局から委員の出席状況の報告をさせていただきます。

本日の出席委員数は 20 人です。委員 22 名の過半数の出席がありますので、条例施行規則第 6 条第 2 項に基づき、当委員会は成立しています。

会 長 ただいまから第 161 回緑化委員会を開会します。本日は、審議事項 1 件、検討事項 2 件、報告事項 2 件、その他を予定しております。

それでは、審議に入る前に資料の確認を事務局へお願いいたします。

みどり推進課長 （資料確認）

会 長 それでは、次第に沿いまして審議を進めてまいります。まず審議事項についてです。諮問第 204 号「保護樹林の新規指定について」、事務局よりご説明をお願いします。

みどり推進課長 （資料 1 説明）

会 長 ありがとうございます。
新規指定 1 件についてご説明をいただきました。ただいまのご説明について、ご質問、ご意見等がありますか。
それでは、特にご質問、ご意見等がないということですので。諮問第 204 号「保護樹林の新規指定について」は、原案どおり指定すべきとしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

はい、ありがとうございます。
それでは、そのようにさせていただきます。
続きまして、次第の 3 番目の検討事項に入ります。
まずは、緑視率の調査手法について、事務局よりご説明をお願いします。

みどり推進課長 それでは、お手元の資料 2 をお願いします。緑視率の調査手法についてです。

こちら、区としましては、みどりの総合計画において、30 年後の目標「練馬のみどりに満足している区民を 80%

に増やす」というものを掲げました。こちらの目標達成に向けまして、5つの取組のうちの1つとして、緑視率の高い場所を増やすということを計画上にお示しをしています。

これを受けまして、令和3年度に予定している次回のみどりの実態調査において、緑視率の調査地点を増やしていきたいと考えています。

今回、1のところは緑化委員会にお諮りする目的として記載していますが、区が予定しているみどりの実態調査について、調査地点および撮影方法等について、専門の方のご意見も伺いながら、区への提案としてまとめていくことを目的としています。

2としまして、今後の予定として検討のスケジュールをお示ししました。表の一番上、本日、第161回緑化委員会で資料の説明をさせていただき、大きな調査地点の選定の方向性についてご意見を賜りたいと考えています。

次回以降については、その大きな調査地点の方向性を踏まえて具体的な案等をお示しした上で、委員会でのご意見の集約、提案のまとめ等という形で進め、令和2年の夏ごろを予定しています。163回の緑化委員会のタイミングで、区への提案という形でまとめられればと事務局として考えています。

その後、令和3年3月末に提案をいただいた上で、区としてこういう形で調査しますという案を緑化委員会にご報告させていただきたいと考えています。

調査自体は令和3年5月からの実施を予定しています。

(資料2説明)

会 長

ありがとうございます。

令和3年5月から実施するみどりの実態調査において調査する予定になっている緑視率の調査の手法について、この委員会でご意見を伺いたいということです。

ご説明がありましたように、2回の説明を受けて、3回目をもって方向性を確定したいという予定です。今日は最初ですので、いろいろなご意見をいただけたらと思います。

ただいま事務局からご説明をいただきました調査方法、

特に調査地点をどのように考えたらいいかも含めて、ただいまのご説明に対するご質問等、いかがでしょうか。

A 委員

緑視率の調査方法、別紙 1 ですが、それぞれの地点を定めて、その地点で写真を撮り、パーセンテージを出す。例えば、仮に 50 カ所としたら、50 カ所それぞれのパーセンテージは違うと思いますが、それが出てきて、そこから先はどういう考え方になるのですか。

みどり推進課長

こちらについては、先ほどのように、大きく 2 つに分けて調査地点を設定していきたいと考えています。別紙 2 の①でお示した事業効果や緑化の誘導を図る指標としていきたいという観点から、例えば、これから予定している長期プロジェクトの公園の整備や都市計画道路の街路樹をしっかりと植えて緑化をしていこうという形で、区としても取組を考えています。それについて具体的に整備が進む中で、緑視率の上昇の仕方を把握していきたいということが一つです。もう一つは、同じ住宅街で、例えば、生け垣化をすることによってこれだけ緑が増えることで、緑化の取組について誘導していくために、この指標を使っていきたいと大きいところでは思っています。

全体の状況については、以前から調査している航空写真による緑被率の調査も引き続き行っていきますが、それとあわせて、メッシュで切った中で、区としてのポイントの経過、増減の動向を追っていくために使いたいと考えています。

A 委員

ありがとうございます。

50 カ所なら 50 カ所をトータルで見るというよりは、それぞれのポイントポイントの増減を見ていくという認識でよろしいですか。

みどり推進課長

おっしゃるとおりです。事業効果をポイントポイントでしっかり把握をしていくというイメージになるかと思っています。

A 委員

わかりました。

それを踏まえた上でなのですが、今回、何をしていく

かという目的の中に、30年後の目標は区民の満足率が80%ということとありますが、現在は何パーセントの満足率なのかはとっているのですか。

みどり推進課長　こちらについては、平成27年度の区民意識・意向調査で69.8%となっています。こちらを経年で追っていき、これを伸ばして80%まで増やしたいという目標設定となっています。

A委員

わかりました。比例的になれば一番いいのですが、例えば、先ほどのメッシュで、増えたり、増えていかなかったりという状況もあると思います。増えていないけれども満足度がアップするということも、アンケートの中ですから、そういったこともあるので、一番初めに申し上げたかったことは、全体のことも踏まえてやっていくのか、それとも個別の緑視率を増やしていき満足度を増やすのかということです。結局、トータルは一緒になると思いますが、どこに主眼を置くのかによって、ある地点では住んでいる方が満足で、ある地点では変わらない、また同じ緑視率ですけれども、満足度が減っているなど、イコールでない点もあるので、今後、その緑視率と満足度の関係性を区としてどのようにリンクさせて考えていくのでしょうか。

みどり推進課長　今、ご指摘いただいたとおり、まず、区全体としての状況としては、従来、平面的に上から撮った状況で、緑に覆われている部分が増えているか減っているかを見ていました。今回、この緑視については、立体的なところでどれだけ緑が目に入るかという指標になってきますので、そのポイントのとり方によって、どうしても大きく変わってくるという弱点があることは、私どもも認識しております。そこを踏まえて、しっかりと区としての事業効果の測定に使っていくことと、全体の把握のために、増減、経過を追っていきたいというものです。例えば、緑視は減ったけれども、その地域の他のところで緑が増えていたら緑の満足が増えたというようなことも、当然、起こり得ると思います。そこは課題として、これを活用できるように整理を図っていきたいと思います。

A 委員

その辺をきちんと整理していかないと、次のポイントの増やすや、基準がというものの議論に入れなかったと思うので質問させていただきました。まず、増えて満足度が增えるのか、地域性など、その辺の考え方をきちんとまとめることも必要だと思いますので、考えていただければと思います。意見です。

B 委員

今、A委員からもありましたが、もう少し整理してから出していただきかったということが、今日の感想です。

また、目的意識をもう少しはっきりしていただきたいと思います。ぱっと聞いて、緑被率と緑視率、ものが違うのはわかります。内容が違うのはわかりますが、今日の提案のされ方と資料を見る限り、緑被率ではなく緑視率を測ろうというところの目的とポイントがはっきり整理されていないような気がします。そこをもう少しはっきりしていただきたいと思います。

他区の状況を見ると、墨田区から始まって江東区、中央区、杉並区、港区、新宿区、品川区、文京区とあります。杉並区は、多少、練馬区と似て住宅が多いのですが、他の区は、わりと観光地など、今回、オリンピック、パラリンピックに関わってくるような区が多いのです。そうすると、その区は観光客からどう見えるかなど、目的がはっきりしていると思います。

でも、練馬区の場合は、住宅街がほとんどです。ですので、例えば、駅周辺、公園、交差点、商店街など、不特定多数が来て、ぱっと見て緑を増やした方がいいところをポイントにするのか。また、例えば、自分の家も塀があり、そこに緑を這わせていますが、住宅街という生け垣にしてほしい、多少の補助金を出すので、全部生け垣にしてくださいと言われても、その手間と補助金以外にかかるお金を考えれば、なかなか、ここを生け垣にしたらいいですよと言われて、はい、そうですかというわけにはいきません。住宅街については、簡単な問題ではないと思うのです。

ということで、練馬区として測るポイントなども、もう少しはっきりしていただきたいと感想として思いまし

た。

今度、提案されるときには、学識経験者という意味で、会長、副会長とご相談の上、ある程度、案と目的をもう少ししっかりした上で提案していただいて、意見を言わせていただきたいと思います。今日のところはA委員と同じで、もう少し整理して出してくださいというところ。されることは悪い話ではないですけれども。

みどり推進課長 ご意見ありがとうございます。その点について、先ほど、A委員からもご意見を賜りましたので、区としてしっかりと整理して、説明させていただけるように準備させていただきたいと思います。

C委員 冒頭の説明で、緑視率が何パーセント以上になると満足度が高まるとおっしゃいましたか。

みどり推進課長 25%を超えると、多いと感じる方の割合が多くなると示されています。

C委員 緑視率というのは、一年の中で、春夏秋冬によってかなり増減があると思いますが、いつぐらいの時期に測るものなのですか。

みどり推進課長 調査自体は毎年同じ時期にと思いますが、基本的には、初夏を過ぎて夏までの間、葉が茂った時期というように考えています。

C委員 ありがとうございます。

D委員 A委員、B委員と基本的には同じだと私はと思いますが、緑視率という言葉は非常に抽象的で、頭の中にぴんと来ないのです。この写真を見ると、これは緑視率になると、なるほどと思いますが、各区も同じような測量でやっていると、練馬区の特徴も何もないし、効果もあらわれない。やはり人間は、ビジュアルで、ぱっと頭に来るようなイメージーション、特徴をつけて持っていく必要がある。そうでないと、80%になっても、漫然として、よそと比べて練馬区は特徴があると私はとても思えない。

先ほどB委員から観光地ということがありましたが、練馬には観光資源がなくて、私はインバウンドを呼ぼうと思っているけれども、何もない。そうだとすれば、ただ単なる緑視率というものの見方で、そうは集まらない。

例えば、この資料2の別紙4に都市計画沿い、河川沿い、住宅地の道路などと区別してありますが、それぞれに特徴を持たせて、明らかにここに行ったらこうだと。例えば、練馬総合運動場のグラウンドのところにイチョウ並木があって、とても印象的であると。そういったようなものを、その地域の特性に合わせてつくっていかないと、ただ漠然と緑視率といっても、「感じる」といっても「感じる」ぐらい抽象的なことを、数字でどうやって調べるのかということになります。

まだ今日は最初の段階ですので、こういうたたき台で仕方がないと思いますが、私はそう考えます。やはり個人的に地域性を持たせ、ここはこのラインで、これで緑をアピールするのだ、ここは花見をやるのだなどと、明確な目標を設定した方がいいのではないかと思います。

みどり推進課長　ご意見ありがとうございます。

公園等、緑地の整備、地域ごとの整備については、その特徴を持った整備等も含めて、それはしっかり取組をしていきたいと思えます。

緑視率も、指標ではありますけれども、今、既にご意見をいただきましたが、指標をどうやって使っていくのか、その指標を何の目的で使うのかなど、改めて整理をさせていただきたいと思えます。

会　長　他にいかがでしょうか。

E委員　すみません、この場でこういった発言をしていいか、少しはばかれることもあります。私はそもそも緑視率の目的が全然わからなくて、基本的にやはり緑被率の方が大事だと思っています。資料の別紙1の写真を見ましても、この緑視率というのは、この両側にある2軒だけでほとんど決まってしまう。そうすると、調査地点が少しずれば全然違う値になってしまいます。そ

れから、これは車が止まっているところを抜いて色塗りしてありますが、車がある、ないでも変わってしまいます。

本来の緑視率は、例えば、庭や公園などを設計する場合に、このポイントからどのくらい見えるかというようなときに使うべきものだと思うのですが、練馬区という広い地域について全体を指標する使い方というのは少し違うのではないかと考えています。先ほどの60カ所ぐらいというのは測定にとっても手間がかかると思います。でも、練馬区全体から見れば、ピンポイントでやっているだけで、測定点が違えば全然違ってしまふようなものを使って指標にして、例えば、30年後に緑視率をアップしましょうと言われたら、その60カ所のピンポイントのところだけ重点的にやっていけば数字は増えることになります。それでは意味がないと思いますし、緑視率に手間とお金をかけるのはもったいないという気がしています。

道路についてやるのであれば、ポイントポイントで、視点をどこに置くのかということによって変わってしまうような緑視率ではなく、道路延長の中で、100メートル道路があったら、その中で、例えば、生け垣分が何メートルぐらいあるか、あるいは街路樹でどれぐらいカバーできているかなど、そういったことをやっていく方がいいと思っています。

それから、例えば、駅前広場などであれば、駅を出てきたときにぱっと見える風景についての緑視率というならば意味があると思いますが、メッシュで、他区でもやっているからということもあるかもしれませんが、他区との比較もしようがありません。それから練馬区の30年後といった場合にも、先ほど言ったように、測定点がちょっとずれば変わってしまうような指標なので、使っても意味がありません。

緑被というのは全体のボリュームですから、やはり緑被率がまずあって、補足的にやるぐらいだと思います。

緑の効果というのは、例えば、生物の多様性、温暖化防止、二酸化炭素などいろいろな効果があります。そういったものはボリュームとしての緑がなければいけないし、緑被率ならば、ある程度、そう考えると思いますが、緑視だと、表面だけちょっとやれば、それだけで数値ががらっと変わってしまいます。風景としていいかという評価

には結びつくかもしれませんが、他の区のものについてはあまり関係のないものだという気がしています。

反対するわけではないですが、やるならば、メッシュでというよりも、道路沿いの中で、先ほど言いましたように、緑化されている率を測るなど、あるいは、本当に重要な公園、庭園などで、ここから見る風景が大事だということについてやっていくならば、それなりの価値があると思います。

あと、緑化委員会でこれから4回繰り返すということですが、緑化委員で集まりながら、いつも保護樹林・保護樹木の指定・解除ということで、ほとんど結果がわかったようなことだけの議論になってしまっています。

調査方法について議論するというのも、それも大事かとは思いますが、せっかくこれだけのメンバーが集まっているのであれば、そういった調査のための調査みたいなところに時間と労力を使ってしまうよりは、もっと緑化のためにどうすればいいかということに時間をかける方がいいと思います。

緑化委員の方に各地域から集まってもらっていますが、各地域で、今、緑化についてどういう問題があるか、あるいは緑を増やせる場所がもっとあるかなど、公共でも民間でも、この辺にもっと緑を増やせる場所があるのではないか、あるいは公園や街路樹の実態を見ながら、もっと改善できる場所があるなど、そういったことを現場で見た方にお話ししてもらおう。あるいは、今後、緑化するのにどうやっていったらいいか、例えば、コミュニティガーデンをつくるなどいろいろな方法があると思います。せっかくこれだけのメンバーの時間と手間も含めてかけているので、そういったことについて実現に向けて何か考えていくことをやってもらえればと思います。

今さら緑視率の調査をやめろとまでは言いませんが、その辺をもう少し考えてもらえたらと思います。緑視率をやるのであれば、先ほど言いましたようにメッシュよりは、重要なビューポイントに絞った方がいいのではないかと思います。

みどり推進課長 ご意見ありがとうございます。

今ご指摘いただいた点については、私どももある程度、

理解しているつもりです。それもあって、測定ポイントについては①の方が重要であり、公園などの整備、重要なポイントについて、その効果をしっかり把握していくことを基本にして、それを測定するための適切なポイントはどこかに重点を置いて考えていきたいと思えます。

本日、メッシュのところについてはご意見をいただきましたので、ご意見を踏まえて、整理をしっかりしていきたいと思えます。

また、緑化委員会のあり方の部分については、緑化委員会そのものの設置目的が、区の緑化の施策の大きい方向性などについてご審議いただくという性格となっています。その辺を含めて、こういった形で有意義な会議の運営ができるかという点について、ご意見を賜って、少し考えさせていただければと思えます。

事務局からは以上です。

会 長

他にいかがでしょうか。

F 委員

他区の状況も踏まえて調査していただいて、わかりやすくまとめていただいてありがとうございます。

緑被は、ある意味、一般性や共通性の高い調査ということで、他区との比較も含めて、地域の課題を出すための基本的な情報として、生け垣なども含めて実態調査の中で行われると思えます。今回の緑視率というのは、ある程度、人に近い緑の質をできるだけ定量的に測るための一つの手段というように理解しています。そのときに、できればその質に関することをあわせてモニタリングしていけるような地点をうまく選ぶということが、今回、課題になっているのかと思えます。

構成もあわせて計測するということが、別紙2の下に書いてありますが、こういったときに、その地域の代表的な景観を評価して、その中の緑の量、割合ということ把握する、その質もあわせて把握するということできれば、望ましい地域づくりの指標にはなるのではないかと思えます。

そのときに、D委員がおっしゃられたように、その意識というものもあわせて検討していけると、今後、大変有効なツールになると思えます。例えば、他区では、全区

的な区民意識調査の中で具体的な景観写真を示して、その景観写真に対する意識を調査しつつ、緑視率の変化との関係性を見るというようなことも行われ始めています。そういった意識調査も含めて、今後、やり方は違うかもしれませんが、検討していけるような代表的なモニタリング地点や手段ということを、まだ時間があるということですので、検討できればと思います。

それから、先ほど、A委員がおっしゃられた地域性というのは、練馬区の場合、やはり大事だと思います。例えば、農地景観のようなところが混在しているところでどういう地点を選定していくということは、非常にモザイク性が高いと思うので、そのあたりの地域性をきちんと代表するような地点、地域の中でも少し合意をいただけるような地点が選定できると大変よろしいかと思います。

引き続き検討させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

みどり推進課長　ご助言ありがとうございます。参考にさせていただければと思います。

G委員

今回、緑視率の調査方法についてのお話です。私も緑視率というのは見る角度で大分違うということがあると思っています。全体的に緑の満足度などを測る指標として、今、他の区でも使っているところです。緑視率を測ることによって、実際に本当にそれでよいのかどうかという議論はこれからのかだと思います。他の委員の方も言っていらっしゃったのですが、もう少し本当にこれでいいのかということも含めて、またお話ししたいと思っています。

私が気になるのは、今日、質の話もありましたが、例えば、生き物の多様性やコミュニティ形成など、いろいろな緑の質についての評価です。そういったことをあわせて、どういう緑の捉え方をしていけばいいのか、緑視率だけではなく緑被率その他の調査も含めて、練馬区としてどんな緑の評価をしていくべきなのかということを議論いただければと思っています。

みどり推進課長　ありがとうございます。今回、資料のお示しの仕方と

して、緑視率について、前回の調査と大きく変える必要があるということで、こちらをピックアップさせていただきました。みどりの実態調査の中では、さまざまな指標を捉えて調査を図っていくことを考えています。その辺も、また次回等に、全体としての調査指標の予定をお示しできればと思います。

G 委員

そのような形で、全体的にどういう調査をどのように行っていくかという中に緑視率があると、緑視率の捉え方の位置づけなどが明確になり、私たちにもわかりやすいかと思います。よろしくお願いします。

D 委員

今日、私が申し上げていることは提案ですので、批判ではありません。新しいものを計画するには試行錯誤は当然ですから、少々、後で失敗しても、私たちはその責任を問いませんので、大胆に個性的なものをぜひ企画していただきたいと思います。

新しいものに挑戦するという意味では、失敗を恐れたら、萎縮するばかりで何もできません。他区の調査と同じことをまねするだけでは意味がないのですから、よろしくお願いします。

会 長

先ほど、B委員からもありましたように、こういった場所に設定しようということをご提示いただいた方がわかりやすいかと思います。長くかけて議論することでもないかと思います。

それから設定については、私の個人的な意見も含めますと、緑被率ということも、実際、緑化していくには当然出てきます。ここでの緑視率というのは、その緑被率ではあらわれない部分、どちらかというところと極めて少ないようなところでいかに緑を増やしていくかということと、区民の皆様が緑を実感できるというところを大切に、今後、緑化を推進していくということが一番大きな狙いかと思います。少し極端に言うと、緑が少ないところ、どう頑張ってもなかなか緑を増やせない中で、どういった緑化をすると区民の皆さんに緑があると実感してもらえるかという部分、そういう意味での緑視率だと思います。そういった観点も含めて、場所の設定はおそらく事務局

もお考えかと思いますが、画一的ではなく、先ほど、F委員がおっしゃったように、いろいろな地域性など、それから用途によっても、同じ住居系でも質がかなり違うところがあります。それぞれの地域や場所にあって、それぞれの区民の皆さんが少しでも緑を増やそうということを実感できるような設定をぜひ考えていただけたらと思います。

では、次回までに事務局で少しご検討いただけたらと思います。

それでは、検討事項の2つ目に入ります。

保護樹林の指定・解除手続の検討についてです。

事務局よりご説明をお願いします。

みどり推進課長 保護樹林の指定・解除手続の検討については、前回、問題提起をいただき、議論をいただいた中で、所有者の負担感を軽減するなど、利用しやすい制度にしていくことが大切だという大きな方向性が整理されたものと思っています。

前回、会長の整理で、次回以降、引き続き検討ということになりましたので、検討資料をご用意させていただきました。本日は、制度の概要や課題になっている点について資料を説明させていただき、今回および次回で、意見の整理ができればと事務局として考えています。

(資料3説明)

会 長

ありがとうございます。

前回の本委員会において、保護樹林の申請が増えるようにという趣旨で、手続の方法を見直してもいいのではないかということが話題になりました。現在の条例で定められているということで、本日、改めて、練馬区の保護樹木・保護樹林の制度の全体像、それから他区での同様の制度の助成内容、それについてご説明をいただきました。

改めまして、お手元に資料がありますが、特に手続論を含めて本委員会で皆さんのご意見を伺い、緑化委員会として本日ある程度の方向性を固め、手続を見直すので

あれば次年度からといった方向に進めていきたいという事務局の考えです。

改めてご説明いただきましたが、皆様のご質問、ご意見等を伺えればと思います。よろしく申し上げます。

E 委員

今回の議論に含まれるかどうかわかりませんが、別紙2の左側にありました支援内容についてです。例えば、維持管理費の区分が随分粗い気がします。維持管理費は、1,000 m²未満だと2万円、1,000 m²を超えると急に4万円になっています。もう少し細かく、例えば、500 m²ごとに1万円ずつ、端数は切り上げるなど、1万円ぐらいの区分にした方がいいのかと思います。

あと5,000 m²以上は一律になっていますが、これは実態としてそれほど大きいものがないからこうなっているのでしょうか。例えば、1万m²ある場合に12万円ではかわいそうな気がします。逆に、ただ数式として500 m²で1万円というような計算式にしておけば、より大きいものが出てきても対応できますし、間をもう少し滑らかにすればいいかと思いました。

その上の剪定費用についても、1本から4本までが50万円、次に5本になると急に75万円というように飛びますが、例えば、これも1本当たりいくらという掛け算で求めるなど、ある程度以上の場合は単価を少し下げていくなど、もう少し滑らかにできればいいのではないかと思いました。

それから、解除の手続ですが、3カ月以上かかっているものがまれにでもあるということです。緑化委員会について、必ずしも委員全員が参加していなくても、例えば、その中で常任委員のような形で、会長、副会長プラス何人かの委員で、場合によってはメールや持ち回りなどで見て決めていただいてもいいかという気がしました。議論があっても意見が分かれそうなものは保留にさせていただいて、明らかにこの解除は仕方がないもの、あるいは指定に問題ないだろうというものについては、名前はわかりませんが、常任委員のような形で判断してもらえれば、あまりお待たせすることなくできるのではないかと思いました。

みどり推進課長 今、平米数のところでご意見をいただきました。先ほどお話ししましたように、現在、指定が71カ所で、5,000㎡を超えるものについては5件という状況です。

また、補助の剪定本数等については、昨年、50万円から拡大したばかりというところもありますので、それについては、実際の効果をきちんと検証して、見直しが必要であれば見直しをしていきたいと思えます。

会 長 補助金については、条例には明記されていないという理解でしょうか。

みどり推進課長 補助金の金額等については、要綱の中で定めています。

E 委員 今、5,000㎡を超えるものが何件かということだったので、5,000から6,000ぐらいの範囲だったら問題ないと思えますが、一番広いところはどのぐらいあるのですか。

みどり推進課長 最大は8,000㎡ということですが。

E 委員 そうなると、5,000㎡以上で一律だと悪い気がします。

B 委員 この諮問を報告にした方がいいという発言をしたので、また本日も改めて申し上げますが、この補助の内容は、平成元年まではひどいもので、再三、これは見直さないといけないということで見直されて、こういう枠になっています。

また今後、時代の流れとともに見直しが必要になってくると思うので、これは定期的に見直しをかけていただいて、増額するところは今後もしていただきたいと思っています。

諮問から報告にということですが、資料3の別紙2の部分の「指定・解除の手続きの流れ」の中で、「緑化委員会に諮問」の部分だけを報告だけにして、あとの部分はこれまでどおりの手続、申請、相談をいただいて、相続が起きました、でもできれば残せるものは残していただきたいなどのやり取りはこれまでどおりやっただき、この緑化委員会の諮問と報告のところだけを変えていただけ

ば、問題はないのかと思います。

先ほど、正副会長と何人かの方で集まってというご意見もありましたが、そうはいつでも、正副会長もお忙しくていらっしやいます。メールだけであれば、担当の事務局と正副会長がお話しになり、写真などを見ていただいて、ある程度判断いただいたものを、私たちは信頼申し上げて報告をいただくという形でいいと思います。

相続などは、私たちのような仕事をしていきますと、直接にご相談いただくこともあります。待ったなしの場合もありますし、やはり持っている方のご都合がどうしても一番重要になってきます。やはり、当初、提案したとおり、手続はこれまでどおりだけれども、諮問を報告だけにしていただくということでご決定いただければと思います。やり方は丁寧ということなのです。

みどり推進課長 今、ご意見をいただきました。事務局としましても、諮問を報告とした場合でも、今までどおり職員が丁寧に現場を見て対応を行います。例えば、こうやったらもう少し残せるのではないかというような働きかけはしっかりしていきますし、解除するにしても、当然、事前にお届けをいただく形になりますので、そこで相談等の対応を図っていき、しっかりカバーしていきたいというように考えています。

会 長 他にご意見はありますか。

H委員 質問ですが、保護樹木が12月10日現在で1,205本になっています。補助の内容について、1,205本、大体その辺の本数で、どのぐらいの所有者なり本数が今までこの制度を利用されてきているのでしょうか。

みどり推進課長 今、数字は手持ちがありませんが、全体の状況としまして、今、所有されている方が多数いらっしやいますが、指定本数が6本以内の方で全体の87.4%を占めています。保護樹林をお持ちの方で、その方一人ひとりが何本の本数を指定されているかというのと、1本から6本までの方が全体の方の約9割に入られている状況です。

補助の制度を見ていただきますと、270cm以上の幹周

りですと、1本当たり15万円の補助をさせていただいています。補助は、3年に1回になっていますので、6本ですと、2本ずつ申請をしていただければ、上限額の30万円をフルにお使いいただけます。全体として9割程度の方は、そういう形で補助をお使いいただいている状況です。

会 長 確認ですが、保護樹木・保護樹林に指定された後、補助金については、申請した方に支払うのか、自動的に指定された所有者に支払われるのか、それはどういった状況でしょうか。

みどり推進課長 ただいまの剪定費の補助については、先ほどB委員からありましたが、平成26年に見直しを行った際に、実際にしっかりと管理していただいている方に補助をしようということで、今は、剪定をした方に対して、上限にかからなければ概ね半額となるような金額設定での補助をさせていただいています。

保護樹林については、面積に応じた管理費の補助を行っています。こちらについても、基本的には1月1日現在で該当する方にご案内をお送りして、申請をいただいた方について助成をするという流れになっています。

会 長 つぎに、おおよそでいくと何割ぐらいの方がというご質問についてです。

みどり推進課長 全体で所有者の方が226名いらっしゃいます。そのうち公共のもの、東京都のもの、区のものもありますが、それを含めての226名になりますが、今、補助の申請があるのは毎年30件程度ということです。これは3年サイクルで回っているという状況です。

こちらについては、所有している方の9割の方が、2本ずつ3年に分けてやっていただければ、上限までの補助を活用いただける制度として設計しています。当然、その申請が多く来れば、区として必要な対応をとるよう努めていくという形で考えています。

H委員 私は、どのぐらいの本数やどのぐらいの件数の方がこ

の制度を利用しているのかということを知りたいのです。

みどり推進課長 申し訳ありません。具体的に詳しい数字は、本日、持ち合わせておりませんので、次回のときに、しっかり実態がわかるようにお示しできればと思います。

G 委員

今日の検討事項については、私も、所有者の方が一番大変ではない方法で手続できればいいと思いますので、諮問ではなく報告ということによいと思います。ただ、できれば事務局と正副会長でお話をさせていただいて、その決定事項ということを受けとめられたらいいかと思っています。

この機会なので、この制度について少し意見、質問があります。先日、区内の保護樹木をお持ちの方とお話をしました。実際、その方のお宅には非常に大きなアカマツがありまして、30年ほど前に家を建てたときに既にアカマツがあり、玄関のひさしのところにちょうど当たる形だったので、ひさしに穴をあけてそこにアカマツが通るような形にしてあります。30年の間に3回、アカマツの成長とともにひさしの穴も大きくしたというようなお話でした。

非常に見事なアカマツですが、やはりご近所の方から、昨年の台風もあって不安の声が上がっているとのこと。一方で、ここまで大きな立派なアカマツを持っているということに対しての自負もあります。非常に心配しながらも、持ち続けたいという意志もおありで、でもそういった周りの心配や、実際、ご自分もこのアカマツは大丈夫か、このまま健康かということ非常に不安がっていらっしやいました。

こういう方は多いと思います。こちらの制度の資料3です。活力度調査というのが左下のところにありまして、樹木医による活力度調査を行い、調査結果を所有者に提供しますということです。これはされているはずですが、実際、その方の調査結果はたぶん郵送などだったのかと思います。具体的にもっと相談したい、実際に本当に大丈夫なのか、どういうところに気をつけなければいけないのか、もう少し相談が深くできるような、おそらく区に連絡すればそういう相談ができると思いますが、地権

者の方々がもっと気軽に相談できる体制が必要なのかと思いました。

その方は、そのときに近くにアカマツ、大きな保護樹木を持っている方といろいろ意見交換をされていました。実際にアカマツを切った方の話だったのですが、松ぼっくりが異常に多くなった、葉っぱが赤くなってきたなどの予兆があるなど、そういう話を聞き、なるほどというようなお話をされていました。そういった保護樹木の所有者同士の情報交換やもう少し樹木医さんやそういった方々と、もっといろいろと気軽に質問しあえる場なども、今後、保護樹木・保護樹林を持っていくということでは必要なのか思いましたので、そのあたりの区のお考えをお聞きしたいと思います。

もう一つあります。例えば、大木を今の都市環境の中で持ち続けるというのは非常に大変なことだと思います。やはり伐採をしなければいけないということもあると思います。今、おそらく伐採費用というのは、特に出ていないのかということと、伐採はしたくないけれどもしなければいけないという中でしている方も多いと思いますが、その後、また新たな樹木を植える、植林する、植栽する、伐採したとしても、その後また育てていくということに対してのフォローが、区からあるとまた違う次の段階が見えてくると思います。このあたりも含めて教えてください。

みどり推進課長　いくつかお話をいただきました。まず、樹木診断の結果等について、もう少し気軽に相談できるような体制づくりや、例えば、所有者の方同士が情報交換をできるような環境づくりといった点については、必要だと思っています。わずかではありますが、所有者の方向けのセミナーを始めました。少しずつ、そういった方向で取組が進められればと思っています。

それからもう一点、伐採と更新については、保護樹林・保護樹木の所有者に限らず、区が管理している公共の樹木においても、今、まさに課題になっているところです。

これについて、区としてどこまでサポートできるかというのは、当然、お金がかかる話であり、財源等もありますので、今、なかなかお答えしづらいのですが、そういう

課題があるというのは、重々認識はしているところです。私どもの管理する樹木についてもそういう状況がありますので、引き続きこれから考えていかなければいけない課題ということで捉えさせていただければと思います。

会 長

他にいかがでしょうか。

I 委員

保護樹林を所有しております。この制度について、感想、要望になってしまいますが、先ほど、柔軟な対応というお話が委員さんからありました。実際、私の経験として、昨年10月の台風のときにミズキの大木が倒壊し、区道を塞いでしまったということがありました。

そのときには、5時半ぐらいに倒れているのを発見しまして、区の方でとても迅速な対応をしていただき、7時半には通れる状態までになりました。その後、保険などの適用もありました。塀を壊してしまいましたので、隣地のマンションの所有者の方と、話し合いが必要だったのですが、保険会社に入っていて、お互いに特に問題もなく、無事、全て修繕まで終わったということがありました。

この制度については非常に助かっているのですが、その倒壊してしまったミズキは、樹木診断でも、活力度調査でも、1回見ていただいていたのですが、そのときは少しダメージが来ているというような判断だったと思います。結果、倒れた跡を見ると、確かに中心が枯れてきていたという状態で、あれだけの巨大な台風でしたので、風が巻いて、ねじれて倒れてしまったということのようでした。

今後、すごく大きな台風が次々に来る可能性が高くなってきています。所有者としては、少しでも傷んできているのかというときに、それを予防的に伐採する判断は、非常に難しいと思います。素人目には、今まで私が生まれてからずっとその木を見ていましたので、経験からして、まだまだ大丈夫かなというところで倒れてしまったということになりました。どの段階で切っているのか、その辺の細かいところのサポートをしていただくと、所有者としても安心できますし、近隣の方の心配も多少は

緩和されるのではないかと思います。大変だと思いますが、その辺の細かい対応をしていただくと非常に助かると思っています。

みどり推進課長 貴重なご意見をありがとうございます。私どもも、昨年来、台風がかなり大型化しているというのは非常に危機感をもって捉えています。今、ご指摘をいただいたことも、実際、できるところ、どういった形がいいのか、ご意見をいただきながら、いろいろ考えさせていただき、いい方法を一緒に考えられればと思っています。ありがとうございます。

会 長 他はよろしいでしょうか。

E委員 参考までですが、今、保険というのは個人が入られているのか、それとも区で入られているのでしょうか。

みどり推進課長 資料の一番下段のところにありますが、保護樹木・保護樹林等が第三者に損害を与えた場合のいわゆる賠償責任保険については、区で一括して保険料を負担し、加入しています。

会 長 ご意見ありがとうございます。

見直し案についてですが、条例が関係するものですので、今日のご意見を踏まえて、次回の委員会で事務局よりご提案をいただいて、この委員会で正式に決定したいと思っています。

今日のご意見を伺いますと、保護樹林の指定・解除については、本委員会においては諮問ではなく、報告でよろしいのではないかとのご意見が多かったのではないかと思います。

それから手続については、これまでどおり事務局で丁寧にさせていただきますが、我々の何人かが意見を聞くということについては、議論が必要な場合には聞くという流れでもよろしいのではないかと思います。全てを我々も含めた専門委員に意見を聞くというよりも、事務局でも少し判断が難しいものについて相談をするという形でもよろしいのではないかと思います。

そんな形でもよろしいでしょうか。これを基本として、少し検討をいただくということになります。

それから補助金については、E委員からご意見がありましたけれども、現行でいくつか基準を設定していますが、事務局でもう少し小まめに設定した方がいいかどうかは、現実等も踏まえつつ検討をいただきたいと思えます。

それからもう一つは、その助成金だけではなく、指定されている樹林・樹木をお持ちの方に対して、いろいろな形で丁寧なサポートができるような仕組みをもう少し考えていただくということも、結果的に指定の申請が増えることにもなるかと思えますし、維持にもつながるかと思えます。その辺を少しご検討いただくという形でよろしいでしょうか。

それでは、そういうことを含めて事務局で少し具体案をご検討いただき、もし可能であれば、次回の委員会で審議し、決定するという流れにさせていただければと思えますが、よろしいでしょうか。

みどり推進課長 会長、ありがとうございます。それでは、ただいまいただきました方向性で、いわゆる諮問ではなくて報告、必要であれば会長等に相談できる仕組みを踏まえた上で、次回に具体案を事務局からご提示させていただければと思えます。

それから助成金以外のサポートについては、すぐ結論を出せるものではないので、引き続き考えさせていただき、しっかりと課題として捉えさせていただきます。どこかのタイミングで、こういった方向でというお話ができればと考えています。

会 長 ありがとうございます。

それでは続きまして、4の報告事項に参りたいと思えます。

一つ目、保護樹木の新規指定について、ご説明をお願いします。

みどり推進課長 それでは、保護樹木の新規指定について、資料4によりご説明します。

今回、新規指定が 13 本となっています。1 ページの一覧表に沿いまして、みどり事業係長から新規指定樹木を順に報告させていただきます。2 ページ目以降に指定樹木の写真や詳細を掲載しておりますので、委員の皆様はそちらでご確認いただければと思います。

みどり事業係長 （資料 4 説明）

会 長 ありがとうございます。

ただいまの説明についてご質問等ありますでしょうか。特によろしいでしょうか。

では続きまして、保護樹木の指定解除について、ご説明をお願いします。

みどり事業係長 （資料 5 説明）

会 長 ありがとうございます。

ただいまのご説明についてご質問等はありませんでしょうか。

J 委員 4 番のソロという名前の木があります。ソロというのは一般的な名前ではないと思うのですが、正式な名前はわかりますか。

H 委員 イヌシデではないですか。

J 委員 そうと思いますが、事務局では、どうですか。イヌシデかアカシデだと思うのですが。

みどり推進課長 申し訳ありません。おそらく登録のときのままだと思います。確認し、調整させていただきます。申し訳ありません。

J 委員 直した方がいいと思います。

それから、アカマツのところで、「活力度調査にて伐採検討」と書いてありますが、これはマツクイムシか何かでやられたのでしょうか。なぜこのような状態になったのか、それを聞かせてください。

みどり事業係長 保護樹木に関しては、定期的に、樹木医による診断をしています。その時点で、見た目から明らかに腐食がある場合や精密診断をして腐食の度合いを測り、その腐食の度合いが大きい場合は、伐採検討という報告をさせていただきます。

申し訳ありませんが、このアカマツの木がどちらの理由で伐採要検討になったのか、今、手元にありませんので、次回、報告させていただきます。

F 委員

今回から報告事項となったということで承りましたが、指定解除について、当初の担保された期間がどれぐらいだったのかというのがわかるように、指定の日もあわせて情報として載せていただいた方がよろしいのではないかと思います。

先ほど、指定解除の理由に台風被害および危険回避ということで、これが非常に課題になっているわけですが、何かしら被害が生じて危機回避するという点であれば、これはやっつけていただくしかない解除かと思います。ですので、新規指定に関しては、指定のときに、もしそういう立地的に完全ではないにせよ、安全性に少し課題があるような状況が見受けられましたら、要検討事項といえますか、補足情報として、立地上の課題点などあわせてご報告いただけるとよろしいかと思います。

みどり推進課長 ただいまのご意見を踏まえまして、次回以降、報告のフォーマットを含めて、改めて検討させていただきたいと思います。

会 長

事務的に可能であればですが、伐採済みで事後というものがあったと思います。これはやむを得ないと思います。実際の伐採日、樹木がなくなった時期について、事前申請であればある程度わかるかと思いますが、事後になった場合は、可能であれば、せめて何月ごろに伐採してしまったかというようなことを確認できるように、その辺も含めてご検討いただけたらと思います。

G 委員

今の活力度調査で伐採検討の診断というところもありますが、腐朽のためというのが 10 番、11 番、12 番とあります。このあたりについて、活力度調査で何らかの結果が出ていたものなのかということをお聞きしたいと思います。また、13 番は倒木の恐れがあり、隣家へ傾いたということですが、これは台風などで傾いて危険だと判断されたのか、樹木医が判断されたのか、そこをお聞きしたいと思います。

もう一つ、樹木医さんはいつごろ回られているのでしょうか。例えば、台風の恐れがあるので、その少し前に回っていらっしゃるのか、そういった時期が決まっているのかということをお聞きしたいと思います。

みどり推進課長 まず樹木医については、台風の直前に回るといったような対応は、申し訳ありませんが、今の体制では非現実的です。1,200 本から、それから保護樹林もありますので、なかなかそこまでのきめ細やかな対応は難しいところです。

その他の実際の状況については、担当からご説明させていただきます。

みどり事業係長 10 番目、11 番目のケヤキについては、腐食のためということですが、これは、本人が樹木を見て、危ないと判断をされ、伐採をされたと伺っています。

12 番の腐食については、これは樹木医が診断をした結果であります。

13 番目のサワラの傾きについては、神社にありますので、神主の方から、傾いてきているという話がありました。実際、我々職員も見て、隣家側に大分傾いていましたので、これは危ないと判断をし、伐採の申請を出していただいたという状況です。

G 委員

ありがとうございます。

先ほど 10 番、11 番はご自分でということでした。13 番もそうですが、実際、その前の活力度調査のときはどうだったのかというのが気になりました。先ほど、I 委員からもありましたが、例えば、今まで指定解除をしてきたものがどういう経緯で伐採に至ったかということに

についてもマイナスに捉えないで、所有者の方々にどのタイミングで伐採をすべきなのか、それともしなくていいのかなど、先ほどのきめ細やかな所有者への対応ということに含まれて来ると思います。ただ活力がなくなった、伐採したというだけではなくて、経緯や、どういう状況だと危ないのかなど、そういう見立ての判断も含めて情報提供ができるようになっていくといいと思いましたので、ご検討いただければと思います。

みどり推進課長 所有者の方については、先ほどもご意見をいただいていますので、そういった方向で、何ができるかしっかりと検討させていただきたいと思えます。

会 長

以上、よろしいでしょうか。

次はその他ですが、まず委員の皆様から何かありますでしょうか。特によろしいでしょうか。

事務局からは何かありますでしょうか。

みどり推進課長 次回、年度内最後の委員会を3月で、これから日程調整をさせていただき、早い段階でご案内できればと思います。その際は、どうぞご出席、ご協力をいただければと思います。よろしくお願ひします。

会 長

今回は3月ということで、改めて日程のご連絡をさせていただくということですので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、以上をもちまして、第161回緑化委員会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —